

バイオマス製品普及推進功績賞表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、バイオマス製品の普及推進に関する業務（以下、「普及推進」という。）について、その一層の推進及びそれに従事する者の一層の意欲向上に資するため、普及推進に関して優れた功績をあげた者に対する日本バイオマス製品推進協議会会長（以下「協議会会長」という。）による表彰の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この表彰は、日本バイオマス製品推進協議会（以下「協議会」という。）により実施する。

(経費)

第3条 本表彰事業のために必要な経費は、協議会の事業費をもって充てるものとする。

(表彰)

第4条 表彰は、次のとおりとする。

功績賞 3点以内

ただし、協議会会長が特に必要と認める場合においては、これを変更することができる。

(被表彰者)

第5条 表彰は、バイオマス製品の普及推進に優れた功績をあげた個人又は団体に対して授与する。

(表彰の申請)

第6条 表彰を受けようとする者又は表彰の候補者を推薦しようとする者は、別記様式の申請書又は推薦書等を協議会事務局に提出するものとする。

(被表彰者の決定)

第7条 協議会会長は、第6条により申請又は推薦があった者の中から、幹事会における審査を経た上で、被表彰者を決定する。

(表彰の期日等)

第8条 表彰は毎年1回行う。ただし、特別に事情があるときは、この限りでない。

平成23年8月1日

2 表彰は、協議会会長から被表彰者に対し、それぞれ賞状又は盾を授与することにより行う。この場合副賞を授与することがある。

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は協議会会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年8月5日から実施する。